

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(6) 学習評価①

指導と評価

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。児童生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学びを振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は極めて重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

児童生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材等、内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性等の多様な側面、進歩の様子等を把握し、学年や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

また、教師による評価とともに、児童生徒による学習活動としての相互評価や自己評価等を工夫することも大切である。相互評価や自己評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながり、重視する必要がある。

各教科等の学習評価

各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施する。

観点別学習状況の評価とは、学校における児童生徒の学習状況を、複数の観点からそれぞれの観点ごとに分析する評価のことである。児童生徒が各教科等での学習において、どの観点が望ましい学習状況が認められ、どの観点到課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするものである。

各学校において目標に準拠した観点別学習状況の評価を行うに当たっては、観点ごとに評価基準を定める必要がある。評価基準とは、観点別学習状況の評価を適切に行うため、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころを表現したものである。観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施する。

また、外国語活動や特別の教科道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動についても、それぞれの特質に応じ適切に評価することとしている。

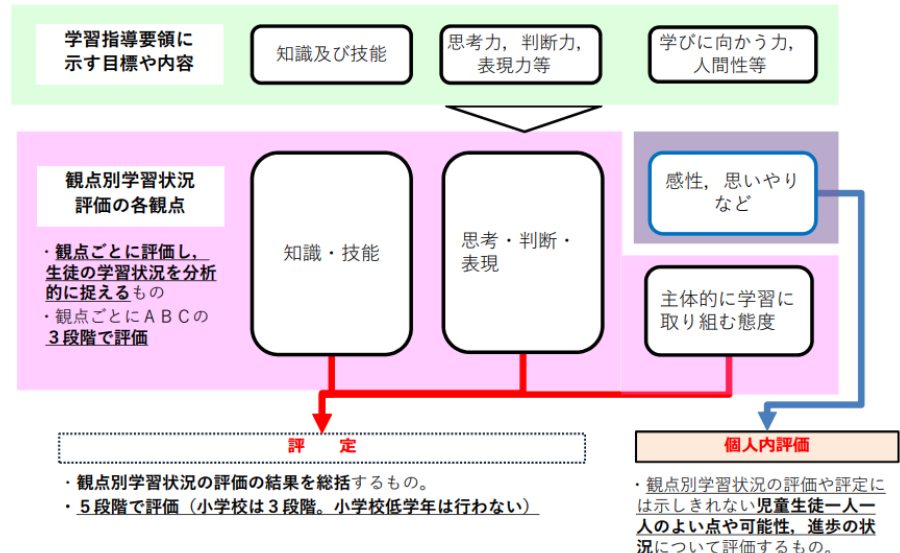
学習指導要領改訂を受けた評価の観点の整理

学習指導要領では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で整理している。これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思

考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の観点別学習状況の評価の実施に際しては、学習指導要領の規定に沿って評価規準を作成し、各教科等の特質を踏まえて適切に評価方法等を工夫することにより、学習評価の結果が児童生徒の学習や教師による指導の改善に生きるものとするのが重要である。

各教科における評価の基本構造

- ・各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況の評価するもの（目標準拠評価）
- ・したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



※出典 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（中央教育審議会 平成31年1月）

観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動の中で児童生徒に伝えることが重要である。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」等児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等を積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要である。

指導要録と通知票（表）

学教法施行規則第24条に指導要録を作成することが義務付けられている。指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿である。

通知票（表）は、その発行に関して法的な規定はないが、学習状況の評価等学校での児童生徒の成長の姿を保護者に伝え、家庭との連携・協力を促進するために作成されるものである。表簿である指導要録と異なり、通知票（表）の様式は各学校の実態に応じて様々な工夫がされ、その体裁や記入方法も様々である。自校の通知票（表）の趣旨や記入項目について十分理解しておくことが大切である。

《参考資料》

- 「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）」（文部科学省・国立教育政策研究所 令和元年6月）
- 「学習評価の在り方ハンドブック（高等学校編）」（文部科学省・国立教育政策研究所 令和元年6月）
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（文部科学省 平成31年3月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（高等学校）（国立教育政策研究所 令和3年8月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（小学校・中学校）（国立教育政策研究所 令和2年3月）
- 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（中央教育審議会 平成31年1月）